

恵那農業振興地域整備計画変更理由書

1 農業振興地域整備計画変更理由

(1) 恵那農業振興地域の概要

本市は、平成16年10月25日の旧恵那市と恵南5ヶ町村による市町村合併に伴い、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、平成17年7月12日付けで新たな地域での農業振興地域の指定を受け、その後、平成19年9月28日に旧市町村毎の農業振興地域整備計画書の一本化を図り適正な管理に努めてきた。また、平成20年度及び平成25年度には基礎調査による変更を行った。

農業を取り巻く社会的・経済的環境が内外ともに厳しくなるなか、高齢化の進行による担い手の減少、更には耕作放棄地の増加や農地の遊休化に歯止めをかけ、単に生産基盤としての農地を維持存続させるために留まらず、人間を取り巻く環境と保全・調和した総合的な土地利用を基本とした地域農業システムの確立が課題である。

このため、優良農地の確保・保全、更には農村の持つ田園景観の維持といった環境整備等の観点から、適切な農業振興地域整備計画を策定し、社会情勢に対応した農業生産基盤整備や農地流動化、担い手の育成確保など施策の計画的な実施に努める。

(2) 計画変更にあたっての作業経過

平成29年5月～7月

既存資料の収集整理（旧基礎資料、旧計画書、その他関係資料）

平成29年8月～9月

農家意向調査アンケートの実施（対象5,128通 回収1,762通 回収率34.4%）

平成29年10月～平成30年3月

農地現況調査（農地管理システムを活用した農地現況確認調査及び現地調査）

平成29年11月～平成30年3月

基礎資料作成

平成30年**月～**月

庁内関係各課（財務課、企画課、林政課、商工課、建設課、都市住宅課、上下水道課、環境課、教育委員会）に意見聴取

平成30年4月～7月

計画変更（案）作成

平成30年**月**日

関係団体（恵那市農業委員会、東美濃農業協同組合、恵那市森林組合、恵南森林組合、えな土地改良区、山岡東部土地改良区）に意見を依頼（**月**日までに回答を

得る)

平成 30 年 8 月 20 日

恵那市農業振興地域整備促進審議会の開催

平成 30 年**月**日

県事前協議申請、県農振管理部会

平成 30 年**月**日

県より事前協議の回答

平成 30 年**月**日

市公告（縦覧期間 30 日）

平成 30 年**月**日

異議申出期間（15 日）、県へ変更協議申請、変更決定公告

(3) 変更理由

〔1〕 軽微な変更

以下のとおり、地籍調査事業、土地改良事業、分合筆により地番変更、面積の異動等が生じた土地について面積修正を行う。

土地改良事業対象地区

共同施行土地改良事業 大竹地区

共同施行土地改良事業 福原地区

地籍調査事業対象地区

三郷町棕実 島、向田、火尻、深沢、笠岩、上蔵、八十平、辻ノ前、此ノ川、寺田

三郷町野井 大沢道上

武並町藤 森下、洞、広畑、田島、田畑前

笠置町河合 小井戸、錨り、道木

飯地町 裏洞、大根、水汲場、松本、宮洞、沖田

山岡町原 大西

山岡町田代 薬師前、下ヶ洞、小田代、横平、石神下、五斗代、鳶ヶ巣、東山、向田、坂之尻、下総レイ、上ノ畑、中畝、上屋敷、清水戸、洞山、花立

串原 川ヶ渡、西松林、南松林、北松林

上矢作町 下川原、山グロ、清水、上貝戸、万場、上足沢、下足沢、大平、奥達原、中新田、達原、坂下、坊主洞、田中、雉子洞、服部平

〔2〕 農用地区域からの除外

ア 農地転用されることが確実にになった土地（法第13条第2項（5要件））

農地現況確認調査を実施した結果、登記地目が農地になっているが、現況地目が農地以外の地目（宅地、雑種地等）になっており、非農業的利用地として農地転用されることが確実なものとして除外する。

イ 農用地区域の設定要件（法第10条第3項各号）を満たさなくなり、農業上の利用の確保を図ることが適当でなくなった土地

農地現況確認調査を実施した結果、現況において農地としての復旧が困難な土地について除外する。

〔3〕 農用地区域への編入

中山間地域直接支払制度における協定対象農地について編入する。

〔4〕 面積修正

該当なし。

（4）今後の農業振興地域の整備及び管理の在り方

本市は、「人・地域・自然が輝く交流都市」を目指して、地域の核となる拠点を形成し住み続けられる地域づくりを進めるとともに、移住・定住に向けた土地の有効利用を図る。また、都市化を推進する地域では、道路、住宅、産業立地などの開発を計画的に進めるとともに、農村地域では生活空間と農業・森林空間と共生する土地利用を推進する。

このため農用地については、今後も都市近郊農業として魅力的で生産性の高い農業経営の確立を図ると共に、集落営農等担い手の育成支援を行い優良農地の確保と保全に努める。また、農用地は緑豊かな景観をつくりだし、潤いのある空間としても貴重な財産であることから、今後も美しい田園景観を維持するとともに、「農」と親しむ交流促進の場としての環境整備に努めていく必要がある。

農業振興地域整備計画の管理にあたっては、恵那市総合計画、国土利用計画に基づき農・工・商をバランスよく調和させた土地利用を基本に、農用地区域内にある土地利用の実態、農業者の意向を調査し、農業上の計画的土地利用を確保するため、農地の流動化と耕作放棄地解消に向けての取り組みを実施し農地の保全、担い手育成、集落営農を積極的に推進する。

農業的土地利用を計画的に管理するためには、農地の現状把握を行い農地・非農地の振り分けにより、優良農地の確保と非農業的利用への誘導を行う必要がある。このため、今回の調査では、優良農地と非農業的利用地を明確にし、農振農用地にも関わらず現況

において非農業的利用がされており農地としての復旧困難なものについて、行政除外を行い農地転用への誘導を行うと同時に優良農地については農振農用地として確保・保全に努める方針とする。

また、地籍調査事業、土地改良事業、分合筆等の対象地域については、地番変更等による見直しを行う。

2 農用地利用計画の変更内容

(1) 変更理由別面積

ア 軽微な変更

単位: m²

地区番号 区域番号	地目別	変更理由別(政令第10条)															
		農用地区域 変更の合計		第1項第1号 (地域の名称変更・地番変更)				第1項第2号 (農業用施設関係)		第1項第3号 (土地収用法等関係)		第1項第4号 (1ha以内の用途区分変更)					
		件数	面積	変更前		変更後		件数	面積	件数	面積	指定用途区分		特別用途区分			
件数	面積			件数	面積	変更前	変更後					変更前	変更後				
A-2	田		-691	1	691	1	0										
長島地区	畑		-83	2	251	2	168										
A-2	田		-1,687	5	4,899	5	3,212										
東野地区	畑		-142	1	325	1	183										
	宅地		-203	1	1,085	1	882										
A-4	田		2,048	54	12,880	54	14,928										
三郷地区	畑		946	40	8,274	40	9,220										
A-5	田		-644	3	3,609	3	2,965										
野井地区	畑		-72	1	72	1	0										
	山林		-2,500	1	2,500	1	0										
A-7	田		-3,095	28	11,941	28	8,846										
藤地区	畑		238	15	5,213	15	5,451										
A-8	田		383	85	27,784	85	28,167										
笠置地区	畑		-852	99	24,273	99	23,420										
	原野		42	1	0	1	42										
A-9	田		47	2	370	2	417										
中野方地区	畑		-307	1	307	1	0										
A-10	田		-1	74	42,473	74	42,472										
飯地地区	畑		-7,874	32	13,086	32	5,212										
B-1	田		-700	2	1,698	2	998										
岩村地区																	
B-2	田		555	229	211,175	229	211,730										
山岡地区	畑		7,855	144	29,320	144	37,175										
	原野		125	1	0	1	125										
	宅地		147	1	0	1	147										
	道路敷		73	2	0	2	73										
B-4	田		11,874	162	98,212	162	110,086										
串原地区	畑		-3,941	94	40,461	94	36,520										
B-5	田		-13,545	416	157,256	416	143,711										
上矢作地区	畑		10,281	403	81,756	403	92,037										
	原野		254	12	708	12	962										
	雑種地		250	3	435	3	685										
	道路敷		145	4	274	4	419										
合計			-1,074	1,919	781,328	1,919	780,254										

イ 軽微な変更以外の変更

(ア) 農用地区域に編入する土地

単位: m²

地区番号 区域番号	地目別	編入理由別面積													
		合計		都市計画見直し		基盤整備事業 対象地区		国施策 (中山間直払制度等)		転用事業(計画) の見直し		農業開発可能地		その他の編入	
		件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
A-2	田	1	246					1	246						
長島地区															
A-4	田	1	152					1	152						
三郷地区															
A-8	田	2	4,109					2	4,109						
笠置地区	畑	2	376					2	376						
	原野	2	85					2	85						
合計		8	4,968					8	4,968						

(イ) 農用地区域から除外する土地

単位:㎡

地区番号 区域番号	地目別	除外理由別面積							
		合計		① 農用地区域に含まれない土地 となったため(法第10条第4項、 第15条の2第1項等)		② ①以外で農地転用されること が確実となったため(法第13条 第2項(5要件))		③ 農用地区域の設定要件(法第 10条第3項各号)を満たさなく なり、農業上の利用の確保を図 ることが適当でなくなったため	
		件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
A-2 長島町	田	35	15,768	5	81			13	13,317
	畑	38	14,164					14	5,853
	原野 山林	3 3	5,168 1,577	1	15			5	3,499
A-3 東野地区	田	44	15,958					12	7,355
	畑	35	5,852					4	1,180
A-4 三郷地区	田	59	8,355	1	70			17	11,860
	畑	54	13,272					7	2,870
A-5 野井地区	田	68	18,377					8	7,984
	畑	61	15,974			1	280	4	2,501
	山林	2	496					2	18,066
A-6 武並地区	田	36	15,484	1	55			11	9,648
	畑	50	33,928					16	14,766
	山林	1	4,000	3	2,245			5	20,875
A-7 藤地区	田	36	9,897	1	12			3	2,572
	畑	51	16,833					4	1,655
	原野	8	2,159					1	263
	宅地	1	3			1	768		
A-8 笠置地区	田	119	33,329	1	12			50	17,839
	畑	128	37,004	1	4	3	160	32	8,601
A-9 中野方地区	田	81	23,496					36	15,039
	畑	164	34,159					50	13,050
	原野	20	26,515					1	3,107
A-10 飯地地区	田	42	19,518	4	3,626			12	5,059
	畑	48	33,789					7	3,618
B-1 岩村地区	田	10	7,545					9	10,690
	畑	19	6,138					4	1,230
B-2 山岡地区	田	191	120,071	1	12			22	34,631
	畑	169	43,830					26	9,439
	原野	66	42,827					1	1,828
B-3 明智地区	田	339	117,319	1	36	1	351	28	13,619
	畑	328	61,521	1	15			20	6,813
	山林	2	315					1	981
B-4 串原地区	田	65	30,989	3	2,088			1	1,389
	畑	64	19,649	1	15			1	1,555
B-5 上矢作地区	田	211	89,034	6	1,323			9	2,291
	畑	340	71,499	7	1,246			24	4,533
	原野	189	33,518					3	1,311
	山林	4	1,474					1	29
合計		508	293,330	38	10,856	6	1,559	464	280,915

(2) 各筆調書

ア 軽微な変更

別表のとおり

イ 軽微な変更以外の変更

(ア) 農用地区域に編入する土地

別表のとおり

(イ) 農用地区域から除外する土地

別表のとおり

3 農業生産基盤の整備開発計画の変更内容

農業生産基盤整備開発計画について、完了した事業を削除し、新たに計画された用排水施設整備、ほ場整備、暗渠排水整備等の事業を追加した。

4 農用地等の保全計画の変更内容

農用地等保全整備計画について、完了した事業を削除し、新たに計画されたため池等改修事業を追加した。

農用地等の保全のための活動における従前の制度（農地保有合理化事業、農地・水保全管理支払交付金）に関する記述を現行の制度（農地中間管理事業、多面的機能支払交付金）に修正した。

5 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画の変更内容

農業経営の営農類型別規模拡大目標について、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想との整合を図った。

農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策における従前の制度（農地保有合理化事業）に関する記述を現行の制度（農地中間管理事業）に修正した。

6 農業近代化施設の整備計画の変更内容

農業近代化施設整備計画について、完了した事業を削除した。

7 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画の変更内容

変更なし。

8 農業従事者の安定的な就業の促進計画の変更内容

平成29年8月に実施した農家意向調査（アンケート）の結果から農家世帯員の他産業就業状況を推計し、表中の数値を修正した。

農業従事者の安定的な就業を図るための方策における企業誘致先の記述について、既に分譲を終えた恵那テクノパーク（第3期）を削除し、新たに恵那西工業団地を記載した。

9 生活環境施設の整備計画の変更内容

農村生活環境施設整備計画について、完了した事業を削除し、新たに計画された農業集落道整備、農業集落排水施設整備等の事業を追加した。

1 0 計画変更に係る関係農業団体等の意見

団体名等	協議年月日	回答年月日	意見等
恵那市農業委員会	平成 30 年**月**日	平成 30 年**月**日	特に意見なし
東美濃農業協同組合	平成 30 年**月**日	平成 30 年**月**日	特に意見なし
えな土地改良区	平成 30 年**月**日	平成 30 年**月**日	特に意見なし
山岡東部土地改良区	平成 30 年**月**日	平成 30 年**月**日	特に意見なし
恵那市森林組合	平成 30 年**月**日	平成 30 年**月**日	特に意見なし
恵南森林組合	平成 30 年**月**日	平成 30 年**月**日	特に意見なし

1 1 添付図面

- (1) 附図 1 号（土地利用計画図）に、除外、編入、用途変更の位置を明示し、整理番号を記載したもの。

恵那農業振興地域整備計画書

(案)

平成30年**月

岐阜県恵那市

農振地域指定	平成17年 7月12日	新恵那市の地域指定
整備計画策定	平成19年 9月28日	情勢の推移による変更 (旧市町村計画一本化)
整備計画変更	平成20年 3月 3日	情勢の推移による変更
整備計画変更	平成21年 1月 8日	基礎調査による変更
整備計画変更	平成21年 3月 6日	情勢の推移による変更
整備計画変更	平成21年11月30日	基礎調査による変更
整備計画変更	平成22年 1月25日	情勢の推移による変更
整備計画変更	平成23年 1月28日	情勢の推移による変更
整備計画変更	平成24年 2月 3日	情勢の推移による変更
整備計画変更	平成25年 1月22日	情勢の推移による変更
整備計画変更	平成26年 2月 7日	基礎調査による変更
整備計画変更	平成27年 2月 5日	情勢の推移による変更
整備計画変更	平成28年 2月 4日	情勢の推移による変更
整備計画変更	平成29年 3月17日	情勢の推移による変更
整備計画変更	平成30年 3月13日	情勢の推移による変更
整備計画変更	平成30年 *月 *日	基礎調査による変更

目 次

ページ

第1 農用地利用計画	4
1 土地利用区分の方向	4
(1) 土地利用の方向	4
ア 土地利用の構想	4
イ 農用地区域の設定方針	5
(2) 農業上の土地利用の方向	6
ア 農用地等利用の方針	6
イ 用途区分の構想	8
ウ 特別な用途区分の構想	11
2 農用地利用計画	11
第2 農業生産基盤の整備開発計画	12
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	12
2 農業生産基盤整備開発計画	13
3 森林の整備その他林業の振興との関連	13
第3 農用地等の保全計画	14
1 農用地等の保全の方向	14
2 農用地等保全整備計画	14
3 農用地等の保全のための活動	14
4 森林の整備その他林業の振興との関連	16
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	17
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	17
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	17
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	18
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	19
3 森林の整備その他林業の振興との関連	20
第5 農業近代化施設の整備計画	21
1 農業近代化施設の整備の方向	21
2 農業近代化施設整備計画	22
3 森林の整備その他林業の振興との関連	22
第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	23
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	23
2 農業就業者育成・確保施設整備計画	23
3 農業を担うべき者のための支援の活動	23
第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画	25
1 農業従事者の安定的な就業の促進目標	25
2 森林の整備その他林業の振興との関連	26

第8 生活環境施設の整備計画	27
1 生活環境施設の整備の目標	27
2 生活環境施設整備計画	27
3 森林の整備その他林業の振興との関連	27
4 その他の施設の整備にかかる事業との関連	28
第9 附図	29
1 土地利用計画図（附図1号）	29
2 農業生産基盤整備開発計画図（附図2号）	29
3 農用地等保全整備計画図（附図3号）	29
4 生活環境施設整備計画図（附図6号）	29

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

土地は、現在および将来における市民にとって限られた資源であるとともに、生活及び生産活動の共通の基盤であることから、土地利用にあたっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的および文化的条件を十分に踏まえながら、市民の健康で文化的な生活環境の確保と市域全土の均衡ある発展を図るため、長期的な展望に立って、総合的かつ計画的に行わなければならない。

この基本理念のもとに、「人・地域・自然が輝く交流都市」を目指して、地域の核となる拠点を形成し住み続けられる地域づくりを進めるとともに、移住・定住に向けた土地の有効利用を図る。

また、都市化を推進する地域では、リニア中央新幹線開業(平成 39 年)に伴う道路、住宅、産業立地などの開発を計画的に進めるとともに、農村地域では生活空間と農業・森林空間と共生する土地利用を推進する。

今後、農業従事者の高齢化、担い手不足等に起因する労働力の低下にともない、農業水利施設の維持管理が困難になることが予測され、農用地がもつ多面的機能の発揮に影響の生じる恐れがある。

このため、農用地については、今後も都市近郊農業として魅力的で生産性の高い農業経営の確立を図りつつ、集落営農等担い手の育成支援を行うとともに、農業水利施設等の機能の維持増進を図ることにより、良好な営農条件を備えた優良農地の確保と保全に努める。

また、農用地は、緑豊かな景観をつくりだし、潤いのある空間としても貴重な財産であることから、今後も美しい田園景観を維持すると共に、「農」と親しむ交流促進の場としての環境整備に努めていく必要がある。

一方、市の総面積の約 77%を占める森林は、土壌浸食防止、生物多様性保全、水源かん養等の多面的機能を有しているが、管理の手入れの行き届かない森林が目立つようになり、森林の質の劣化が課題となっている。森林の質の劣化により、生活圏の土砂災害に対する脆弱性の増大や、農作物の収量や品質の低下といった影響が懸念されており、生産農地の後背地として存在する森林についても、農用地と同様に多面的機能の保全を推進する必要がある。

農業振興地域の概要

単位 ha、%

区分	農用地		農業用 施設用地		森林、原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (H30年)	3815.7	36.4	25.8	0.3	1,805.9 (58.7)	17.2	723.2	6.9	136.0	1.3	3,971.1	37.9	10,477.7	100.0
目標 (H40年)	3,810	36.4	30	0.3	1,800 (58.7)	17.2	730	7.0	136	1.3	3,956	37.8	10,462	100.0
増減	-5.7		4.2		-5.9		6.8		0		-15.1		-15.7	

(注) ()内は混牧林地面積である。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 3,815.7ha のうち、おおむね次に掲げる農用地 771.5ha 以外の農用地約 3,044.2ha について農用地区域を設定する方針である。

- a. 集落区域に介在する農用地約 133.9ha
- b. 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる次に掲げる農用地約 615.4ha
- c. 中心集落または道路等の整備に伴って拡張の対象となる農用地約 22.2ha
 - (1) 道路沿道市街地として開発が進みつつある国道 19 号線沿線の大井町、長島町正家、長島町中野、長島町永田、武並町竹折地内の農用地約 3.0ha
 - (2) リニア中央新幹線の予定ルートになっている大井町地内の農用地約 7.8ha
 - (3) 幹線道路として整備されつつある国道 418 号線沿線の飯地町地内の農用地約 2.3ha
 - (4) 主要地方道恵那蛭川東白川線(東雲バイパス)沿線の大井町、笠置町毛呂窪地内の農用地約 6.3ha
 - (5) 国道 257 号線から恵那総合庁舎方面へ連絡する市道袖畑笠作線、清水白坂線沿線の東野地内の農用地約 1.9ha
 - (6) 国道 363 号線(花白バイパス)の用地になっている山岡町馬場山田地内の農用地約 0.5ha
 - (7) 拡幅改良された県道月瀬上矢作線沿線の上矢作町地内の農用地約 0.4ha

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

該当なし

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農業用施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び、次に掲げる農業用施設用地について、農用地区域を設定する方針である。

農業用施設の種類の種類

農業用施設の名称	位置(集落名)	面積(ha)	農業用施設の種類の種類
農業近代化施設	長島(A-2)	4.9	育成牛舎、哺育牛舎、飼料調整施設(東濃牧場) 育苗施設(民田農場)
	東野(A-3)	0.0	
	三郷(A-4)	0.1	
	野井(A-5)	1.0	カントリーエレベータ 育苗施設(農協) 農産物集荷場(農協)
	笠置(A-8)	0.2	育苗施設(農協)

農業用施設の名称	位置(集落名)	面積(ha)	農業用施設の種類
	中野方(A-9)	0.0	
	飯地(A-10)	2.1	鶏舎(クレスト)
	計	8.3	
畜舎	岩村(B-1)	1.7	豚舎、鶏舎
	飯羽間		
	富田	1.3	牛舎
	計	3.0	
農業用施設	山岡(B-2)	2.2	養豚舎、肉用牛畜舎
	馬場山田・田沢		
	田沢	1.9	育苗施設、 恵南ライスセンター
	上手向	1.6	農業管制センター 園芸施設
	久保原	2.2	乳牛畜舎
	下手向	0.1	鶴岡ライスセンター
	原	0.6	養鶏畜舎
	計	8.6	
農業用施設	明智(B-3)	0.1	門野ライスセンター 農機具格納庫
	杉野		
	横通	0.0	養蚕飼養施設
	野志	0.1	ライスセンター
	計	0.2	
農業用施設	串原(B-4)	0.1	養蚕飼育施設
	森上、閑羅瀬、中沢	1.8	豚舎、鶏舎、牛舎
	西木根、下大平、北木根 西松林、上沢		
	東木根、上松本、上大平 下峯、上峯、上沢	0.1	こんにゃく球貯蔵施設
	中沢、上沢	0.1	農業倉庫
	上沢	0.3	園芸施設
	南柿畑、東木根、下松本 北松林、上松本、下峯	0.1	堆肥舎
	計	2.5	
農業用施設	上矢作(B-5)	0.3	繁殖牛牛舎
	横道		
	飯田洞	0.7	水稻育苗施設

農業用施設の名称	位置(集落名)	面積(ha)	農業用施設の種類
	本郷	0.1	繁殖牛牛舎
	木の実	2.0	繁殖牛牛舎
	漆原	0.1	繁殖牛牛舎
	計	3.2	

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

該当なし

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農用地面積は、3,143.7ha で、農地 87.5%、採草放牧地 9.3%、農業用施設用地 0.8%であるが、農業生産の目標を達成するため、土地条件、経営条件を考慮し、地域の条件に適応した重点作物の生産振興を図るなど、農用地区域内の土地利用の高度化を積極的に進める。

農業上の土地利用(各地区別)

単位:ha

区分	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林 原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
大井	55.7	55.7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55.7	55.7	0	0
長島	188.3	188.3	0	153.8	153.8	0	0	0	0	4.9	4.9	0	347.0	347.0	0	0
東野	174.9	174.9	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	174.9	174.9	0	0
三郷	163.9	163.9	0	0	0	0	0	0	0	0.1	0.1	0	164.0	164.0	0	0
野井	185.0	185.0	0	0	0	0	0	0	0	1.0	1.0	0	186.0	186.0	0	0
武並	112.0	112.0	0	1.7	1.7	0	0	0	0	0	0	0	113.7	113.7	0	0
藤	99.0	99.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	99.0	99.0	0	0
笠置	161.5	161.5	0	0	0	0	0	0	0	0.2	0.2	0	161.7	161.7	0	0
中野方	179.5	179.5	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	179.5	179.5	0	0
飯地	82.5	82.5	0	6.7	6.7	0	0	0	0	2.1	2.1	0	91.3	91.3	0	0
岩村	331.4	331.4	0	93.5	93.5	0	0	0	0	3.0	3.0	0	427.9	427.9	0	0
山岡	506.0	506.0	0	28.0	28.0	0	0	0	0	8.6	8.6	0	542.6	542.6	0	15
明智	267.5	267.5	0	9.5	9.5	0	0	0	0	0.2	0.2	0	277.2	277.2	0	0
串原	80.5	80.5	0	0	0	0	0	0	0	2.5	2.5	0	83.0	83.0	0	0
上矢作	163.3	163.3	0	0	0	0	58.7	58.7	0	3.2	3.2	0	225.2	225.2	0	0

計	2,751.0	2,751.0	0	293.2	293.2	0	58.7	58.7	0	25.8	25.8	0	3,128.7	3,128.7	0	15
---	---------	---------	---	-------	-------	---	------	------	---	------	------	---	---------	---------	---	----

(ア) 北部地域(笠置、中野方、飯地)

本地域は、振興山村の指定地域であり、丘陵、山麓の緩傾斜地を有効利用し、夏秋トマト、夏秋なす等の施設野菜の産地化を促進するほか、黒大豆、スイートコーン、自然薯、栗、ゆず、お茶等の地域特産物の生産振興を図る。

水田については、水稻を中心とする集落営農の促進に努めるとともに、地域ブランド米の確立を目指し、良質米の生産に努める。また、飼料作物の栽培等を行い、耕畜連携農業を進める。

(イ) 中部地域(大井、長島、東野、三郷、武並)

大井、長島、東野地域は、都市的土地利用の需要との調和を図りつつ集团的優良農地の確保、保全に努め、担い手への面的集積を進め、経営規模の拡大に努める必要がある。

三郷、武並地域は、認定農業者や集落営農組織への農作業委託により、耕作放棄地の発生防止及び優良農地の保全に努めるとともに、道の駅、農産物直売所等に出荷できる直販野菜の生産拡大を図る。

(ウ) 南部地域(岩村、山岡、明智、串原、上矢作)

岩村、山岡、明智地域は、比較的傾斜が緩やかな地域で、串原、上矢作地域は、山間の傾斜地が多い。

傾斜の緩やかな地域では、優良農地の保全、耕作放棄地の解消に努め、後継者不在の農業者との利用権設定、農作業受委託を中心として集落営農組織への農地集積を推進する。

山間の傾斜地では、転作作物の大豆の生産振興を図るほか、夏秋トマト、夏秋なす、さつまいも、こんにやくなどの地域特産物の生産振興を図ると共に、道の駅や農産物直売所等の活用により特産物の販路拡大を促進する。

イ 用途区分の構想

当市における社会、経済、自然的諸条件を考慮し、地域内土地利用区分については地区の特色を生かし、適地適産を主眼とするとともに作物選定にあたっては、弾力性をもたせた用途区分とすることを基本とする。

(ア) 大井地区[A-1]

当地区は、市街地に近接し交通も至便であり、今後も農業以外の用途への土地需要が見込まれるため、未整備の農地については周囲の土地利用に対応し都市的土地利用へ誘導する一方で、整備済みの農地については引き続き農地として保全していく。

また、主要幹線道路沿線は、住宅・商業用地としての需要が見込まれるため、都市的土地利用へ誘導する。

濁川水系に属する岡瀬沢地内の農用地については、基盤整備が完了し、道路条件も良く農産物の生産に適していることから、担い手の確保、生産団体の活動強化を図り、積極的に農地を保全する。

(イ) 長島地区[A-2]

当地区の南部は、市街地に近接し交通も至便であり、今後も農業以外の用途への土地需要が見込まれるため、都市的土地利用地域と優良農地の保全地域を明確にする。未整備の農地については周囲の土地利用に対応し都市的土地利用へ誘導する一方で、整備済みの農地については引き続き農地として保全していく。

永田川水系に属する永田地内の農用地、阿木川水系に属する正家地内の農用地、千田川水系に属する久須見地内の農用地については、既に基盤整備が完了しており、高性能機械化農業の条件を具備しているため、水田としての利用を確保すると共に、田畑輪換等合理的な土地利用を行う。

(ウ) 東野地区[A-3]

当地区は、市街地に近接しているために、都市的土地利用用地としての需要が少なからずあるが、都市化を極力抑制し農用地を保全する方向への誘導を行う。

阿木川水系および飯沼川水系に属する東野地内の農用地面積の約 70%については県営ほ場整備事業等により基盤整備が完了している。今後は、優良農地の保全に努め水田としての利用を促進するとともに、新たな担い手の育成を図りつつ集落営農組織の設立に向けた取り組みを進める。

(エ) 三郷地区[A-4]

佐々良木川水系に属する農用地面積の約 60%については、県営ほ場整備事業により基盤整備が完了し、大型機械に対応する条件を備えていることから、水稻、水稻採種を中心とした土地利用型農業を主体とする。

大規模な機械化等が困難な丘陵地については、水田の転作作物として、夏秋トマト、夏秋なす、いちご、直販野菜、そばの栽培を推進する。特に、地区内にある道の駅「そばの郷らっせいみさと」は、そば、農産物直売所が好評を得ているため、そばの自給率向上、直販野菜の生産拡大を図る。

(オ) 野井地区[A-5]

本地区では、営農組合を中心として、水稻、夏秋トマト、夏秋なす、ブロッコリー、タマネギ等の土地利用型農業が主体である。生産調整対象田では、ブロックローテーション方式で大豆の団地化栽培や景観作物の栽培を行う。

地区内の農用地面積の約 50%は、県営ほ場整備事業により集団化された農地であり、水田としての利用を確保すると共に、野菜の作付けを図る。

中部開拓事業により造成された約 20%については、水田、野菜の作付けを促進しつつ、縁辺丘陵地の遊休農地については、菜の花、コスモス等の景観作物を栽培するとともに、土地利用の再編を進める。

(カ) 武並地区[A-6]

ほ場整備等の土地基盤整備の立ち遅れや、農地の借り手となる農業者が不足していることから、流動化が進まず、耕作放棄地の増加や土地利用率の低下を招いている。

土岐川水系に属する農用地面積の約 30%は、県営ほ場整備事業により集団化された農地であり、農地の流動化・利用集積により水田としての利用を促進するとともに、交通の利便性を活かし、レンタル農園・体験型農園を整備して荒廃農地の有効活用を図り農地の保全に努める。

中部開拓事業により造成された約 20%については、水田としての利用促進を図るとともに、桃・栗等の果樹の産地化、直販野菜の生産拡大を図る。

(キ) 藤地区[A-7]

藤川水系に属する農用地面積の約 70%については、県営ほ場整備事業が完了しており、大型機械に対応する条件を備えていることから、水田としての利用を確保するとともに、営農組合を中心に黒大豆の産地化を促進す

る。

用排水路の改修により排水不良田を改善するとともに、集落営農組織を立ち上げ、水稻以外の作物の栽培拡大、産地化を推進する。

(ク) 笠置地区[A-8]

笠置地区は、標高 200m から 500m の急傾斜地であり、地区内の農用地の約 50%が農用地総合整備事業等により基盤整備が完了している。

今後は担い手農業者や集落営農組織に農地を集積し、水稻を中心とした農地の効率的利用を図る。一方、夏秋トマト、夏秋なす、黒大豆、ゆず、栗、自然薯等の生産拡大を推進し、特に、黒大豆、ゆず、自然薯については、産直販売により特産化を図る。また、「栃久保棚田」を活用した都市住民との交流、農村景観の保全を推進する。

(ケ) 中野方地区[A-9]

中野方川水系に属する農用地面積の約 50%が農用地総合整備事業等により基盤整備が完了している。今後は、食味値の高い米の生産を継続し、この優位性を活かしたブランドを確立することで水田としての利用を確保しつつ、直販野菜の生産を促進する。また、「坂折棚田」を利用した都市住民との交流と農村文化の伝承、農村景観の保全に努める。

グリーンピア跡地に造成される栗園については、栗生産者組織を構築し、安定した生産量・収益を確保するとともに、余剰地を利用したさきのこ栽培を推進する。

(コ) 飯地地区[A-10]

飯地地区は、標高 450m から 650m に位置し、地区内の農用地の約 20%は、大沢川水系の土地基盤整備が完了した農地であり、沖田、沢尻、杉之沢地区の約 40%についても農村活性化住環境整備事業により基盤整備が完了している。今後は、営農組合を中心に農作業の集団化を進め、水田としての利用を確保し、ブランド米の確立を目指す。生産調整作物として、スイートコーン、花豆、アピオス等の特産化を図る。また、営農組合による飼料作物(飼料用稲)の栽培を行い、耕畜連携農業を進める。

(サ) 岩村地区[B-1]

地区内の農用地面積の約 80%は基盤整備が完了し、緩傾斜地で耕作条件も良いため営農組合を基軸とする高性能機械による省力稲作を中心とする田としての利用を促進する。

転作作物としては、主として大豆を栽培し、水稻と大豆の複合経営を中心とし、飼料作物の栽培による耕畜連携農業や、夏秋トマト、夏秋なす、露地野菜、さつまいも等の栽培を推進するなど、機械化による集団的な土地利用の再編を促進する。

また、「農村景観日本一」の指定された富田地区の農村景観を今後も保全し、農村の伝統・文化を伝えるとともに、地域密着型の第6次産業の育成を図る。

(シ) 山岡地区[B-2]

地区内の農用地面積の約 90%は基盤整備が完了し、比較的起伏が緩やかなこの地域では、水田農業を中心とした土地利用型農業が主体である。営農組織への作業委託等、農地利用集積が進み、集落営農が確立しつつ

ある。

生産調整作物としては、飼料作物、大豆、夏秋トマト、夏秋なす、スイートコーン、ニンニク等の栽培を推進し産地化を進める。また、自己保全管理・調整水田など不作付けによる転作農地については、大豆や米粉用米、加工用米、飼料用米等の栽培や、コスモス等の景観作物の作付けなど組織的な取り組みが必要である。

(ス) 明智地区[B-3]

地区内の農用地面積の約 60%は基盤整備が完了している。これらの農地については、今後は、集落営農組織または担い手農業者への委託を進め、機械化を前提とした農地利用を促進する必要がある、そのためにも地域の農業を担う人材の確保が必要である。当地域では、水稻を中心に、大豆、夏秋トマト、スイートコーン、農産加工品などの生産拡大を図り、消費者と生産者との交流の場として農産物直売所の開設を推進する。

(セ) 串原地区[B-4]

地区内の農用地面積の約 80%は基盤整備が完了しており、水田農業では、営農組織等による水稻及び大豆生産の共同利用作業体系の確立を図る。その他小規模区画農地については、田から畑への転換を進め、特産品である夏秋トマト、こんにゃくについては協同出荷により販路を確保する。また、大豆、豚、こんにゃくについては、栽培から加工・販売までを行うとともに、温泉施設等を中心とした直販により土地利用の維持と収益拡大を図る。

(ソ) 上矢作地区[B-5]

地区内の農用地面積の約 80%は基盤整備が完了している。当地域は、水稻、夏秋トマト、こんにゃく芋の他、和牛繁殖経営が盛んであるため今後は、営農組合の活用により利用権設定による農地集積を促進し、効率的な農作業、部分委託により経費を削減し農地を保全する。また、道の駅「ラフォーレ福寿の里」における農産物販売を拡大するため、少量多品目生産で売れる野菜作りを行うとともに、地元産農産物を使用した特産品(こんにゃく、三作みそ、米麴みそ等)の生産拡大を図る。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農用地区域内の整備可能農用地約 2,776.6ha の内整備済の農用地面積は約 1,938ha であり、整備率は 70%となっている。

今後は、農業経営の近代化を進めるため、農用地利用計画に即し努めて生産基盤の整備を促進する必要がある。

また、自然環境の保全に配慮しつつ、ほ場条件の総合的な整備や農業用水の水質保全、利水機能の維持増進などにより、良好な営農条件を備えた農地を確保し、水田については高性能機械化体系の確立を推進すると共に田畑輪換等土地利用率の向上を図る。

栗は地産地消の観点から供給不足が発生しているため、栗園の整備や新改植事業を展開し、超特選恵那栗をはじめとした高付加価値な栗の生産を目指す。

(1) 北部地域(笠置・中野方・飯地)構想

笠置、中野方地区は、農地の多くは傾斜地、谷地田等、中山間地特有の立地条件のため、生産基盤の整備も立ち遅れていたが、農用地総合整備事業(美濃東部区域)において、基幹的農業用道路の整備に加え生産性の低い農用地の整備を総合的かつ集中的に実施したことにより、今後は、地域農業の生産性の向上と農業構造の改善を図る。また、中野方地区には、栗の栽培拠点となるほ場の整備を行う。

飯地地区は、高原状の地形に拓けた農地であり、区画面積は 5a 前後と小さく小型機械による営農を強いられ、農道は狭く農作業機械の通行や農産物の搬出に多大な支障をきたしていたが、農村活性化住環境整備事業の完了に伴い、区画整理、耕作道の整備、用排水の分離化がされた。今後は、耕作に適した環境整備と集落間をつなぐ幹線道路によって、生活環境の向上と農村地域の活性化を図る。

(2) 中部地域(大井・長島・東野・三郷・武並)構想

大井地区の一部については、団体営事業による、ほ場整備が完了しており、田としての効率的な利用を促進する。

長島、東野地区は、県営ほ場整備事業が終了しており、優良農地の保全に努め田および施設園芸としての土地利用を促進する。

三郷、武並地区についても、県営ほ場整備事業が終了しており、永田川、佐々良木川、土岐川沿いに開けた農地と中部開拓事業により丘陵地に開拓された農地を中心に農業が営まれている。

また、中山間地域総合整備事業により、用排水施設や農道が整備されており、作業効率の向上、労働負担の軽減、生産コストの縮減が図られている。

このため、優良農地と各種農業施設が集中している三郷地区を基軸として、長島、武並地区を一体的にとらえ、稲作の低コスト化と高品質によるブランド化を図る。

(3) 南部地域(岩村・山岡・明智・串原・上矢作)構想

岩村地区は、県営ほ場整備事業が終了している。中山間地域の中でも比較的平坦な地形であるため、営農組織を中心とした農地集積と機械化による効率的な営農を推進する。

山岡地区は、概ね 8 団地に分かれ傾斜度は 1/20~1/50 となっているが、農業構造改善事業及び山岡東部

土地改良事業によるほ場整備が終了しており、大型農業機械導入による農作業の受委託を推進する。

明智地区は、農用地が集落周辺に階段状に広がり小区画であるため、農業生産の合理化を阻害している。この中で比較的集団化されているほ場整備済みの地域で、今後は農業の近代化を進め、農村地域の活性化を図る。

串原地区は、盆地が比較的少なく急傾斜地で、しかも農用地が散在している。今後は農業の近代化を図るため、農地の利用集積を積極的に推進し、より安定した生産性の高い農業経営の確立に努める。

上矢作地区は、農地が集落周辺に階段状に広がり、小団地で小区画であるため、農業の生産性を阻害している。今後は、農業の近代化を図るため、農地の利用集積を積極的に推進すると共に、特産品の生産を奨励しブランド化を図る。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
用排水整備 農地防災事業 暗渠排水整備	農業用排水施設の整備 法面保護 暗渠排水設備の整備	岩村・山岡	70.8ha	1	県営中山間地域総合整備事業(H30～H34)
ほ場整備	区画整理	中野方	8.4ha(予定)	2	農地中間管理機構関連農地整備事業(H31～H35 予定)
ほ場整備	区画整理	山岡町久保原	17.2ha(予定)	3	県営経営体育成基盤整備事業(H31～H35 予定)
暗渠排水整備	暗渠排水設備の整備	山岡町原 中野方	15.7ha	4	県営農業基盤整備促進事業(H30～H31)

別添 農業生産基盤整備開発計画図(附図2号)

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市は起伏に富んだ緑豊かな中山間地域であり、森林面積は、市の総面積の約 77%を占め、木材の生産や市土の保全、自然環境、水源かん養など重要な役割を果たしている。

森林の約 87%が民有林で、人工林率は 61%になっている。ほとんどの人工林が間伐適齢樹並びに主伐期に達しており、林況に応じた適正間伐の重点実施と森林機能の循環と生産性を考慮した利用間伐の促進が重要である。森林資源の開発、森林経営の省力化を図るためには、林道整備が必要であり、農道の整備にあたっては、森林整備計画との関連に留意しつつ、林道整備との整合性を図りながら効率的な整備を図る。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

(1) 農地の保全

本市における農業は、概ね経営規模 1ha 未満の第2種兼業農家によって担われており、農業者の高齢化および後継者の不足によって、耕作放棄地が増加する一方で、農地を他の人の手にゆだねることに関しては消極的な農家が多いために農作業の受委託や農用地の流動化は十分に進んでいるとはいえない。また、農産物の価格低迷や傾斜地等の条件の悪さ、鳥獣被害などによる耕作意欲の低下も耕作放棄地の増加要因としてあげられ、食糧生産基盤としての農地の機能のほか、水源の涵養や土砂等の流出防止といった国土の保全機能の低下も招いている。

このため地域の実情や自然環境への影響に配慮したうえで、農業生産基盤の推進、担い手や農業生産法人への農用地利用集積の推進、耕作放棄の抑制に努め、優良農地を良好な状態で保全することを目指す。

特に中山間地域など農業の生産条件が不利な地域においては、農地の多面的機能を維持しつつ良好な生産活動が行われるよう、中山間地域等直接支払制度を有効に活用すると共に、農業の生産条件の不利性を補う支援などを推進し、棚田の保全や耕作放棄の抑制に努める。

また、基盤整備が完了してから 30 年以上が経過している農地では、用排水路や農地法面・畦畔等の老朽化が進行していることもあり、優良農地への災害発生を防止するため、用排水路や農道等の補修、湛水防除施設やため池の整備、地すべり対策などを必要に応じて実施する。

(2) 環境保全型農業の推進

近年は、農業生産においては環境への負荷に配慮した栽培方法が求められ、今後は生産性と環境の調和を図った農業生産をしていく必要がある。

ぎふグリーン農業を通じて、減農薬・減化学肥料栽培を推進すると共に、家畜ふん尿などの有機性資源の循環利用を行うなど、環境保全型農業に積極的に取り組むことによって、環境に負荷の少ない資源循環型の地域づくりを進める。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	事業量		
ため池等改修	ため池改修 (蔵王田ため池)	山岡	1箇所	1	県営ため池等整備事業(H30～H33)

別添 農用地等保全整備計画図(附図3号)

3 農用地等の保全のための活動

(1) 農地中間管理事業の促進

農業委員会、農業協同組合と連携することで、希望者に対して農地の貸借が円滑に行なわれるように支援し、農地中間管理事業を促進する。これにより、担い手への農地集積・集約化を進め、耕作放棄を抑制する。

(2) 担い手への利用集積の促進

立地条件や担い手の不足等から耕作放棄地の増加が懸念される中、優良農地の遊休化を未然に防止しつつ、離農・規模縮小農家等の農地を認定農業者等の意欲ある担い手へ円滑に利用集積していく必要がある。

このため、地域における農地の利用調整活動をはじめ、集落リーダーや認定農業者等の育成・確保に向けた諸活動に対し支援を強化すると共に、農業経営基盤強化促進事業等の積極的かつ効果的な活用を通じて、認定農業者等への農地の円滑な利用集積を促進する。

(3) 中山間地域等直接支払制度の活用

中山間地域等における農業の生産条件に関する不利を補正するため、地域の実情に応じて、中山間地域等直接支払制度に積極的に取り組み、集落営農組織による耕作放棄地の発生防止等の活動を促進し、農地の保全を図る。

(4) 多面的機能支払交付金の活用

高齢化、混住化等の進行により農家が減少し、農村の構造が大きく変化している。

このような中で、水路や農道を農家が保全管理することは多大な負担となっている。

多面的機能の確保等、社会共通資本である農地・農業用施設等を良好な状態で維持することは重要で、非農家も含めた地域ぐるみで管理体制づくりを推進する。

(5) 集落営農の推進

優良農地を良好な状態で保全するため、認定農業者や営農組織の育成のほか、集落あるいは数集落を活動範囲とした集落営農を推進する。

(6) ぎふクリーン農業の推進

有機物等を有効に活用した土づくり並びに環境への負荷の大きい化学肥料、化学合成農薬等の減量を基本とし、自然と調和できる環境にやさしい、ぎふクリーン農業を推進する。

(7) 里地棚田保全事業の推進

日本棚田百選の「坂折棚田」やぎふの棚田21選の「栃久保棚田・佐々良木棚田」、「農村景観日本一富田地区」について農村文化の伝承や美しい農村景観などを次世代に引き継ぐため、景観保全活動の推進を図る。

(8) 鳥獣被害防止対策

農作物の鳥獣被害により農業者の意欲喪失・耕作放棄などの問題が生じている。そのため、集落単位での電気柵設置等に係る費用の一部補助を行う。

(9) 耕畜連携事業の推進

耕種農家と畜産農家との連携により、耕作放棄地への飼料作物の作付けや牛の放牧などの取り組みを推進し一定額の補助を行う。

(10) 環境改善事業の推進

耕作放棄地の農地転換への取り組み推進と景観作物の作付を推進し一定額の補助を行う。特に、耕作放棄地への景観作物の作付けを推進し解消を目指す。

(11) 果樹栽培普及事業の推進

本市の振興作物である「栗」の栽培普及と同時に耕作放棄地への新改植事業を推進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林の有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、林産物の供給等の様々な機能が持続的に発揮されるよう、適正な森林整備を実施する。

森林整備は、下流域での農地における水資源の確保と、安心で安全な農産物の生産に繋がるものであり、農用地の保全を行うためにも、将来にわたって森林を適正に整備し保全を図る。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

地域において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営において他産業従事者並みの年間総労働時間(主たる従事者1人当たり1,600から2,000時間程度)で、地域の他産業従事者と同色ない生涯所得に相当する農業所得(主たる従事者1人当たり年間400万円)を確保することができるように、効率的かつ安定的な農業経営者を育成すると共に、これらの農業経営が地域の農業経営の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。

土地利用型農業においては、農地利用集積円滑化事業、農業経営基盤強化促進事業による利用権設定を積極的に活用し、認定農業者及び農業生産法人による農地の利用集積を推進する。

農業経営の営農類型別、規模拡大目標

営農類型		目標規模・作物構成	戸数 (経営体数)	流動化目標 面積(ha)
個別 経営	水稻+大豆	主食用稲 8ha + 飼料用稲 3ha 作業受託 10ha 大豆 2ha 経営面積 23ha 基幹1名 補助1名 臨時雇用2名	1	—
	施設園芸 (花き)	シクラメン 30a 花壇苗 20a 基幹1名 補助1名 臨時雇用6名	1	—
	施設園芸 (夏秋トマト)	夏秋トマト 0.4ha 基幹1名 補助2名	1	—
	果樹 (りんご、もも、くり)	りんご 100a もも 50a くり 300a 基幹1名 補助5名	1	—
	酪農	経産牛 38頭 基幹1名 補助1名	1	—
	肉用牛繁殖	繁殖用成牛 36頭 基幹1名 補助1名	1	—
	養豚(一貫)	母豚 36頭 種豚 4頭 出荷頭数 790頭 基幹1名 補助1名	1	—

営農類型		目標規模・作物構成	戸数 (経営体数)	流動化目標 面積(ha)
	採卵鶏	成鶏 14,000羽 基幹1名 補助1名 臨時雇用1名	1	—
	養鶏 (ブロイラー)	ブロイラー 飼養羽数 26,700羽 年間出荷羽数 120,000羽 基幹1名 補助1名	1	—
法人 経営	水稻+大豆	主食用稲 14ha + 飼料用稲 5ha 大豆 5ha 作業受託 20ha 経営面積 44ha 基幹2名 補助2名	4	—

資料:農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

認定農業者の不在の集落においては営農組織の育成を図る。

また、農作業の受託組織も効率的な農業経営を推進するうえで重要な位置を占めるものであると同時に将来的には農業生産法人の母体となるものであり、地域の実態に応じた育成を図る。

果樹・園芸・畜産を中心とする集約型農業においては、地域の気象・立地条件を加味し、新たな栽培・生産技術の導入による高品質化・生産性の向上を目指すとともに、効率的な機械化によるコストの低減に努め、営農の安定化を図る。

また、農業経営基盤強化促進事業等の取り組みにより、意欲と能力に優れた農業経営者を支援し、法人化を推進する。

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市の土地利用型農業は大部分が第2種兼業農家であり、一部においては農作業受委託が行われ、それ以外は自己完結型の個別経営が多くなっている。

また、米の消費減退がなお続く中、米作依存の体質から脱却し得る自立農家を育成、確保することが重要な課題となっている。このため地域農業集団等による営農組合の組織強化及び農用地利用調整等の活動を十分に活用し、現在進めている農作業受委託を含め、担い手の育成を支える農地基盤の整備を進め、担い手農家への実質的な農地の利用集積を図り、経営規模の拡大を図るとともに集落営農を推進する。

水田においては、田畑輪換による水稻と他作物の合理的作付け体系の確立、水稻等耕種部門における高性能機械化体系の確立、省力栽培等新技术の導入により生産性の向上を図る。

畜産においては、耕畜連携による飼料作物の増産を進め、飼料自給率の向上による経営の安定を図る。

山間地域においては、山林、谷川により農地が分断されたり、地形の起伏が大きく畦畔の面積が大きい等、耕作条件が悪いため、集落営農組織の育成に努め、山間地域ならではの有機栽培米、もち米、酒米等、こだわりと特徴ある農産物の生産振興を図る。

ア 北部地域(笠置、中野方、飯地) 構想

北部地区は山間地で傾斜地が多く、農家一戸当りの経営耕地面積も零細であり、水稻を中心とした、畜産、果

樹、林業等との複合経営が主であるが、概して生産性の低い地域である。しかし、農村活性化住環境整備事業及び農用地総合整備事業(美濃東部区域)により生産基盤が整備され、農作業の効率化、集落営農を推進する環境が整った。

笠置地区は、高齢化及び後継者の不在で作付けが困難となった農地を中心に営農組合に委ね、面積集積を推進することで経営の安定化を図る。また、直販所を整備し地産地消(商)を進める。

中野方地区は、水稻及び転作田の作付けについては営農組合に委ねるとともに、高齢者の農作業支援組織の機能を維持することで、耕作放棄地や未耕作地の解消を推進する。また、粟生産者組織の充実を図り、安定した生産量・収量の確保に努める。

飯地地区は、営農組合が組織され、農作業の受委託に向けた環境が整い、今後安定経営に向けた農作業の効率化を図るとともに、法人化に向けた取り組みを行なっていく。

イ 中部地域(大井、長島、東野、三郷、武並)構想

中部地域においては、県営ほ場整備事業の実施によるほ場の大型化に伴う高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、地域農政を総合的に推進する中で農家の合意形成により中核農家への農地の流動化、農作業の受委託を促進し、経営規模の拡大を図りつつ、水稻と他作物を組み合わせた土地利用型複合経営農家を育成する。

大井、長島、東野の3地区は市街地に近く、作業受委託のための組合等の組織が十分なされているとはいえない。今後は、利用権設定等を通じて認定農業者等への農地の集積を促進していくとともに、持続的で安定的な集落営農を目指して、営農組合の組織化を検討する。また、本地区では、水稻のほか施設野菜、施設花きの育成に努める。

三郷地区は、営農組合を中心とした組織的な生産体制を維持し、水稻と大豆・そば・ブロッコリー・タマネギ等の複合経営農家の育成に努める。

武並地区は、担い手の不足する地区であり、今後は担い手の育成と、水稻のほか酪農、果樹等の産地化を進める。

また、ふるさと体験農園「アグリパーク恵那」の機能を充実し、消費者にさまざまな農業体験の機会を提供することを通じて、地産地消(商)を推進すると共に、委託栽培や観光農業を拡大し産地直送など多様な流通体系を整備する。

ウ 南部地域(岩村、山岡、明智、串原、上矢作)構想

南部地域の岩村町・山岡町・明智町は比較的丘陵地であるが、串原・上矢作町は山間地域で傾斜地である。中山間地域総合整備事業等によりほ場整備も進み、作物は水稻を中心とし夏秋トマト、大豆が栽培され、畜産も営まれているが生産性は低い。

岩村地区は、集落ごとに3つの集落営農組織が存在し、集落営農が進んだ地域である。今後は農地の利用集積をはかり経営規模の拡大を目指す。また、転作物として飼料等の栽培を行い、耕畜連携を進める。

山岡地区は集落ごとに6つの集落営農組織が存在し、作業受託等が進み効率よい営農体系が確立しつつある。今後は、組織の経営基盤を強化するとともに、人材の育成・技術指導を進める。また、夏秋トマトなどの施設野菜のほか、にんにく等の地域特産物の生産振興に努める。

明智地区は、営農組合が組織され、作業受託や利用権設定の取り組みがなされている。今後は地域の農業を担う人材を育成し、持続的で安定的な集落営農を行う。

串原地区は、山間地で農業の規模拡大には不利な地域である。集落営農組織を中心とした農地集積や作業受託の取り組みが行われているが、高齢化や後継者不在等による農地の管理委託が組織の許容を上回る状況となりつつあり、担い手の育成が必要である。

上矢作地区は、営農組合が一本化され、水稻を中心とした集落営農を進める。また、和牛繁殖経営が盛んであり、今後は、多頭飼育農家の規模拡大と飼料作物の自給率の向上をはかり、耕畜連携を進める。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 農用地の流動化対策

複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組むものとする。

ア 利用権設定等農業経営基盤強化促進事業

認定農業者の育成と法人経営への促進を図り、これら経営への規模拡大及び農用地の有効利用を促進するため積極的に農地の流動化、集団化を図る。

イ 農地中間管理事業の支援

農地中間管理機構として県から指定された岐阜県農畜産公社との連携を図り、農地中間管理事業を支援すると共に、普及啓蒙活動等を行うことによって事業実施の促進を図る。

また、農業委員会と協力し、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした農地中間管理事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行う。

(2) 集落営農の推進

高齢化等による担い手不足、また、米価の低下等により耕作放棄地が増加している現状に対処し、農地の総合的有効利用を図るとともに法人経営への移行を促進するため、今後も集落ぐるみで行う集落営農を積極的に推進する。

(3) 東美濃農業協同組合による農作業の受委託あっせんおよび農業生産法人への支援

東美濃農業協同組合、農業生産法人との連携を密にとり、農作業の受委託の斡旋が円滑に進む環境づくりにつとめ、農地の利用集積が図られるよう誘導する。

(4) 認定農業者等への経営指導

恵那農林事務所農業普及課の協力により、認定農業者や今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等、経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支店単位の研修会の開催等を行う。

また、稲作単一から園芸等への脱却等を展開する地域については、適切な資金計画や夏秋トマト、なすなどの基幹的作物の導入を図るため関係機関と連携をとり指導を実施する。

(5) 耕畜連携の推進

畜産農家による飼料作物栽培受託や営農組合での飼料生産等を行い、これらを地元酪農農家へ供給することで、農地の有効利用を図る。また、飼料作物の栽培地の資源循環型による取り組みを行い、地力の維持を図るとともに、農業規模の拡大を目指す。

和牛繁殖農家が、水田の借り入れを行い放牧を行うことで、耕作放棄に伴う荒廃地の抑制や畜産の振興を目指す。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

農業経営の規模拡大により、担い手育成をすると同時に農家、林家の山林の保有状況、保育等整備状況を調査し、林業の担い手育成についても特に配慮する。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

水稻、施設園芸、果樹及び畜産等生産集団の育成を図ると共に、機械化一貫体系の確立と集団栽培を基本とする集落営農の推進に努め、トラクター、田植機、コンバインなどの農機の共同利用による過剰投資の解消と格納庫の整備充実等による効率化を推進し、生産から流通に至る体制の強化を図る。

また、畜産生産施設の環境保全と耕種農家の有機肥料利用による環境保全型農業を推進するため、家畜のふん尿の良質堆肥化を図るため堆肥舎・発酵施設の整備を促進する。

(1) 米

生産性の高い安定的稲作経営を確立するため、中核的な担い手農家への農地の利用集積と地域又は集落単位の営農組織による作付けの団地化を推進する。また、経営の近代化、省力化を推進する観点から高性能機械の導入による共同利用作業体系の確立により、生産コストの節減を図る。

また、ライスセンター及び色彩選別機の整備により、「売れる米づくり」を目指し、国の特別栽培米基準に沿った高付加価値米(50%減農薬減化学肥料栽培米)や超特選米(高品質、良食味米)の生産を推進し消費者ニーズを的確に捉えた良質な米の生産に努める。

山間地域においては、有機栽培米、もち米、酒米等、こだわりと特徴ある米ブランドを確立し、都市住民との交流促進を通じた拡販を目指す。

(2) 大豆

地域の条件に適した品種を導入し、生産の集団化・機械化作業体系の確立に努め、適切な輪作体系を基本とした計画的な作付けによる生産性の向上に努める。

北部地域では、黒大豆の生産による収益性の高い経営を確立する。

また、南部地域では、大豆コンバイン等の機械化作業体系による生産体制の確立を図る。

(3) 野菜(夏秋トマト・夏秋なす)

地域特産物としての産地化を確立するため、作物・規格の統一による集出荷組織の拡充を図り、計画的な集団栽培と担い手の育成を推進すると共に、雨よけハウスの設置または、自動灌水施設の整備等を行い、栽培方式の改善、作業の省力化等を推進し、高品質野菜の計画的・安定的生産の拡大を推進する。また、ぎふクリーン農業、岐阜県 GAP の取り組みにより、安全・安心な農産物の生産を推進する。

(4) こんにゃく

生産規模の拡大と作付け地の集団化を図り農作業の省力化を図ると共に、連作障害の解消、優良品種導入による安定多収技術を確立し生産性の向上に努める。

また、地域特産品として位置づけ、新規作付け者の発掘、指導を行い、加工施設の整備拡大を行うことにより加工、販売体制の強化とに努める。

(5) 果樹(栗・桃)

優良品種化のための新改植等を推進するとともに、生産組織の育成と選別機の導入による選別場の整備及び

機械施設等の共同利用による生産コストの削減に努め、収益性の高い経営を確立する。

また、栗については、大部分が恵那栗としての契約栽培であり、鮮度の高い恵那栗の要望が多いことから、新改植事業の展開を強化するとともに、一般出荷者の技術向上と超特選栗出荷者の安定多収生産を図る。

(6) 酪農

農地の流動化による土地利用を促進し、耕種農家との連携強化による水田における飼料作物の生産拡大を図り、粗飼料の自給率を向上させると共に、優良乳用牛の導入と検定等の促進により、優良乳用牛群の確保を図る。また、家畜排せつ物の適正な管理・有効利用を推進するため、堆肥舎・発酵施設の整備を推進する。

(7) 肉用牛

和牛繁殖雌牛の規模拡大を図り、子牛の安定的な生産供給を確立すると共に、ほ育・肥育期間の短縮化などの経営内容の点検・分析等による経営の効率化、複合経営の育成を推進し、消費者ニーズに対応した安全・高品質・低コストな牛肉生産を推進する。

また、家畜排せつ物の適正な管理・有効利用を推進するため、堆肥舎及び畜舎等の整備を推進する。

(8) 養豚

子豚繁殖から肉豚肥育まで一貫した技術体系の確立と、優良母豚の確保と品種改良を推進し、優秀な子豚生産と均一な肉豚生産を図り、安定した一貫経営と低コスト生産を推進する。また、糞尿処理施設の充実、畜舎の整備、飼料技術の向上に努め経営安定を図る。

2 農業近代化施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

間伐材等の活用を図り、必要性に応じて利用可能な農業資材として有効活用する。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農業調整管理拠点施設として整備されたアグリパーク恵那は、都市住民との交流を図ることを主眼とした市民農園であるが、新規就農者育成・確保のためにも必要な施設である。

一方、農業を取り巻く環境は目まぐるしい変化と衰退を繰り返し、農業を生計の柱とするには極めて困難な状況にあり、中山間地域という生産基盤の弱い条件もあり、離農、担い手不足等による耕作放棄地などが増加し、農地を保全することさえ困難な状況にある。

今後、安定した農業経営の確立と農地の有効利用を図るために、生産コストの縮減と農作業の効率化を図るため、集落ごとに営農集団を組織化し、農業後継者の育成、確保に努める必要がある。

また、認定農業者などへの支援や新規就農者の受け入れ体制を強化するため、農地情報の管理・提供に努め、また、高齢者、女性を含む幅広い人材の育成を図り、その能力の活用を図る必要がある。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

空き家や耕作放棄地の実態把握と農地流動化に対する意向を調査し、移住希望者や就農希望者に対し情報提供を実施する。また、市民農園を整備し、農業に親しむ機会を提供することにより就農のきっかけづくりを行い新規就農者の育成・確保を促進する。

3 農業を担うべき者のための支援の活動

(1) 情報提供体制の確立

農業者及び就農希望者からの営農相談に対して、適切な情報提供と支援を行うため、恵那農林事務所農業普及課、東美濃農業協同組合、農業委員会、市担当課で新規就農連絡会議を組織し、相談者の情報を共有化することで必要な情報が就農希望者に提供できるようにする。

(2) 生産基盤となる農地の円滑な取得

効率的かつ安定的な農業経営を確立するため、担い手への農地の利用集積を促進する。なお、新規参入者の経営開始にあたっては、生産基盤となる農地の円滑な利用権の取得が重要であることから、空き家や耕作放棄地の実態調査と農地流動化に対する意向を調査し、移住希望者や就農希望者に対し情報提供を実施する。

(3) 農業経営指導、技術指導体制の確立

栽培技術の指導、農業経営の指導、研修先の斡旋等の支援を行なうことにより農業者および就農希望者の育成・確保する体制を確立する。

(4) 資金援助体制の整備

各種補助事業の紹介、補助金、準備資金借り入れ等の相談を通じて、農業者および就農希望者の資金等の援助を行う。

(5) 食農教育の推進

子供たちの「生きる力」を育むと共に、農業への理解を醸成し、次代の農業の担い手や支援者を育成する観点

から、食農教育・農業体験学習の促進を図ることが重要である。

このため、小中学校での体験農業の実施や、高校での先進農家視察や農業体験研修の実施、学校給食への地元食材の供給と生産者とのふれあいなど学校教育との連携を深め、青少年が農業への関心を深めることを促進する。

(6) 農業やる気発掘ゼミによる農業講座・見学体験ツアーの開催

農業に興味のある方を対象に、農業の基本的な知識とノウハウを学ぶ学習の場を提供し、農業への関心を高め就農へ繋げていく。

(7) 都市と農村との交流

魅力ある農村地域資源を活かした、棚田オーナー、そばオーナー、企業農業体験研修などの農業体験研修事業や交流居住事業を推進し、都市住民との交流を図る。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進目標

(1) 農業従事者の安定的な就業の促進計画

農業従事者の就業事情については、都市近郊農業地域であり比較的就業機会に恵まれており、市内でも就業が進んでいるものの、地元企業には中小企業が多く、経済情勢の厳しい現在では農業従事者の農外就業機会も減少しており、農家人口の減少及び後継者不足の原因にもなっている。

今後は、新たに安定的な優良事業所の導入を図ることによって農業従事者の就業機会を増大させ、農村人口の定着化、所得の安定を図るものとする。

また、農業経営基盤強化促進事業等による農地の流動化や作業受委託の促進により経営規模の拡大を目指し、農用地の効率的利用及び生産性の向上を図ることによって、農業従事者の不安定な就業形態の解消と安定的な就業機会の確保を図る。

農業従事者の他産業就業の現状

単位:人

I	II	従業地								
		市町村内			市町村外			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的 勤務	建設業	176	26	202	168	13	181	344	39	383
	製造業	505	267	772	484	140	624	989	407	1,396
	卸売小売 飲食	225	300	525	217	155	372	442	455	897
	サービス業	474	494	968	455	256	711	929	750	1,679
	その他	189	83	272	181	41	222	370	124	494
	計	1,569	1,170	2,739	1,505	605	2,110	3,074	1,775	4,849
自営兼業		440	303	743	65	34	99	505	337	842
出稼ぎ		-	-	-	-	-	-	-	-	-
日雇・ 臨時雇		352	872	1,224	101	238	339	453	1,110	1,563
総計		2,361	2,345	4,706	1,671	877	2,548	4,032	3,222	7,254

(注) 1. アンケート調査(平成29年8月実施)の結果から農家世帯員の他産業就業状況を推計した。

2. 産業別従事者は国勢調査(平成27年)の割合による。

(2) 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

ア. 農業従事者の就業機会を増大させ所得の向上を図るため、恵那西工業団地や市内既存企業の高度化や基盤整備を進めると共に、低未利用地には工業適地の調査選定に努め企業誘致や新たな商業やサービス業の立地を促進し、魅力ある雇用の場の創出に努める。

恵那西工業団地開発事業(H27～H33)

開発面積 19.5ha

分譲面積 10.6ha (3 区画)

総事業費 17.4 億円(土地開発公社実施事業)

- イ. 女性の能力開発を進めると共に、保育サービス、就労支援サービスの充実による就労促進を図る。
- ウ. 高齢者の能力を労働力として活用するため、定年後の同一企業、グループにおける継続雇用や再雇用を希望する高齢者の雇用を促進する。
- エ. 地域特産物(こんにゃく、黒大豆、肉用牛、トマト等)の生産に積極的に取組ませると共に、新たな特産物を生みだし農業所得の増加と生活の安定を図る。
- オ. 稲作経営における低コスト生産を推進し、かつ銘柄米づくりとその産地形成に積極的に取組み良質米づくりを図る。
- カ. 栗栽培農家の育成、栗を利用した商品開発などに取り組み、恵那栗ブランドとしての価値を高めることで、産業としての振興につとめる。

2 森林の整備その他林業の振興との関連

本市は、素材生産の担い手の不足により、保育・伐採などの作業量の増大が見込まれるため、林業労働者の確保・就労条件の向上を図りながら、施業の請負体制づくりを促進する必要がある。また、林業の中核となる森林組合、林業研究グループを中心に若年労働者及び女性層が、林業の就業に意欲を燃やすことの出来る環境づくりを推進し、地域林業の担い手となる人を育成する。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

近年における農業者の兼業化、非農業者との混住化等の進展に伴い、農村社会における連帯感の喪失や耕作放棄地の増加など生活環境の悪化を招いている。このため、良好な生活環境を確保するための施設整備を行うと共に、意欲ある担い手農家・兼業農家と非農家等との間の連帯感の醸成を図ることが重要である。

健全な環境のまちづくりを行うためには、効果的な土地利用、道路網の改善・整備、集落の整備、公共用地の確保、通信網の整備、防災施設の拡充等土地基盤の整備が必要である。また、住民生活の安全性と快適さを増進するためには、環境衛生対策、公害対策、防災、交通安全、上下水道の完備、ごみ処理、し尿処理等生活環境施設の整備・充実が必要である。このため地域住民の要望に基づいた計画を策定する。

豊かなコミュニティと人づくり、温かい人間性の育成を図るためには、社会情勢・生活環境の変化に即応して、生活上の不安をなくし、福祉環境の健全性を増進して住みよいまちづくりを図ることが必要である。

また、農村の伝統文化を保存する施設や都市住民との交流を図ることができる施設を中心に整備することで地域の連帯感を強めるとともに、都市化の進展や生活様式の多様化により質の高い快適な環境が求められていることから、上水道・簡易水道の設備、河川、農業用水の水質保全や生活環境の改善を図るための事業を促進する。

2 生活環境施設整備計画

事業の種類	位置及び規模	対図番号	備考
正家土地区画整理	長島町正家 12.7ha	1	正家第二区画整理事業
下水道の整備	長島町正家 13ha	—	
通信、防災施設	防災行政無線移動系のデジタル化更新	—	防災行政無線移動系のデジタル化更新事業
国道 19 号瑞浪恵那道路整備促進	武並町～長島町 L=12.5km	2	瑞浪市～恵那市
国道 418 号の改良促進	飯地町 L=5.4km	3	八百津町～恵那市
国道 363 号花白バイパス	山岡町 L=1,150m	4	
農業集落道整備	山岡町田代 集落道L=875m	5	県営中山間地域総合整備事業(H31～H34)
農業集落排水施設整備	山岡町田代 集落排水 L=377m	6	県営中山間地域総合整備事業(H31～H34)
	山岡町根通 集落排水 L=280m		
農業集落防災安全施設整備	山岡町田代 防火水槽 1基	7	県営中山間地域総合整備事業(H31～H34)
	山岡町根通防火水槽 1基		

別添 生活環境施設整備計画図(附図6号)

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の林業経営は、その大半が第二次、第三次産業との兼業のため、林業収入への依存の低下などから、経営としてより財産保有意識が強まり、下刈り・枝打ち・間伐などの育林が適正に行われず森林は荒廃しつつある。このため間伐等の施業を必要とする山林が増加しているため、林業の担い手育成が必要であり、今後これらの森林に間伐や複層林への誘導策を推進して、健全な森林の育成、山地災害に強い山づくりが求められている。

さらに、森林は水資源の涵養、保健休養の場の提供、自然環境の保全形成等多様な公的機能を有しており、これら機能の総合的な発揮を通じて、市民生活と深く結びついている。

このため、集会施設等の公共的施設の整備にあたっては、農業後継者及び林業後継者と指導者づくりの機能を含む施設を農林一体となって整備し、地域連帯感の醸成を図る。

また、農林業の担い手育成により、地域の発展を目標とする定住構想を推進する観点から、定住条件の整備を進め、活力ある山村社会の建設を図る。

4 その他の施設の整備にかかる事業との関連

該当なし

第9 附図

別添

- 1 土地利用計画図(附図1号)
- 2 農業生産基盤整備開発計画図(附図2号)／農用地等保全整備計画図(附図3号)
- 3 生活環境施設整備計画図(附図6号)